

## 新宿区紋章の使用承認に関する要綱

平成 20 年 6 月 27 日 20 新総総総第 1143 号  
一部改正 平成 29 年 2 月 9 日 28 新総総総第 3373 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、区民等が新宿区紋章（昭和 42 年新宿区告示第 21 号）に定める区の紋章（以下「紋章」という。）を使用する場合における手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認等)

第 2 条 区長は、区民等から紋章を使用（類似使用を含む。以下同じ。）する申請があったときは、区民等が紋章を使用して行う事業等が新宿区の施策の推進に寄与すると認める場合に限り、その承認をするものとする。ただし、当該事業等が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認をしないものとする。

- (1) 公序良俗に反するものであるとき。
- (2) 社会通念上適切でないものであるとき。
- (3) 宗教的又は政治的色彩を有しているとき。
- (4) 私的な利益を目的としているとき。

2 区長は、前項の承認に当たっては、必要な条件を付することができる。

(通知)

第 3 条 前条第 1 項の承認を行ったときは、紋章の使用の承認について（第 1 号様式）により通知するものとする。

(使用の取消し)

第 4 条 区長は、紋章の使用の承認を受けた区民等が、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 承認に係る事業内容等が事実と相違するとき。
- (2) 承認に係る事業等が第 2 条各号に該当することが判明したとき。
- (3) 当該紋章の使用に係る権原を第三者に譲渡したとき。
- (4) 区長が特に必要があると認めたとき。

(無断使用)

第 5 条 区長は、第 2 条第 1 項の承認を受けずに紋章を無断で使用している事業等を確認したときは、当該無断使用をした者に対して必要な措置を求めるものとする。

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、紋章の使用に係る手続等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 27 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 2 月 9 日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

番 号  
年 月 日

様

新宿区長 印

新宿区紋章の使用の承認について

年 月 日付で申請のあった新宿区紋章の使用について、下記により承認する。

記

1 新宿区紋章の使用の承認事項

- (1) 使用対象
- (2) 使用目的・概要
- (3) 使用内容
- (4) 使用期間

2 新宿区紋章の使用の承認に係る条件

- (1) 新宿区は、この事業等に関する経費を負担しない。
- (2) 新宿区紋章使用の印刷物等は、事前にその原稿を新宿区総務課に届け出ること。また、新宿区紋章を使用する対象の情報が随時更新される場合においては、その都度、更新内容を新宿区総務課に届け出ること。
- (3) 事業等に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
- (4) 事業等の終了後、速やかに新宿区紋章の使用結果の概要を文書により報告すること。また、年度を超えて継続的に新宿区紋章を使用する場合は、年度ごとに使用状況を文書により報告すること。
- (5) 事業等の実施上新宿区紋章の使用にふさわしくない行為があったときは、この承認を取り消すことがある。